

2020年11月27日

衆議院議員 各位

障害連（障害者の生活保障を要求する連絡会議）

代表 尾上裕亮

生殖補助医療法案に関する緊急要望書

この国会では、「生殖補助医療等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案」が審議されています。法案は、不妊治療において第三者の精子や卵子を使い出産した場合の親子関係を定めるものです。

私たちはこの法案の成立に期待を寄せています。

しかし条文には、見逃すことが出来ない障害を否定するかのよう文言があり、その削除を強く求めるものです。

記

1. 法案第3条第4項にある「生殖補助医療により生まれる子については、心身ともに健やかに生まれ、かつ、育つことができるよう必要な配慮がなされるものとする。」の部分を削除してください。1996年に廃止された優生保護法第1条「優生上の見地から、不良な子孫の出生を防止する」を想起させ、多くの障害者やその家族等に不安を与えるとともに、法案の趣旨全体に誤解を与えるものです。
2. 衆議院法務委員会においては、日本が批准した障害者権利条約第10条「生命に対する権利」、また、第17条「その心身がそのままの状態尊重される権利を有する」の理念に、本法案が合致するものとなるよう、十分かつ慎重に審議してください。

※ 参考

児童福祉法の二条の中では、「児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、…」と、社会モデルの文言があります。

以上

【事務局】 障害連（障害者の生活保障を要求する連絡会議）

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-11-8 武蔵野ビル 5階

（担当：太田）

TEL：03-5282-0016 携帯：080-3200-3327